

**平成29年度第3回 事業評価監視委員会一括審議案件一覧**

事業区分	事業名	再評価理由 ※1	事業採択	前回評価	全体事業費 (億円)	完成 予定 年度 ※2	B/C	前回評価からの主な変更点及び理由	再評価の視点	対応方針 (原案)
河川	1 利根川・江戸川直轄河川改修事業	④	H25	H26	約8,054	H54	18.7 ※3	高規格堤防事業等の費用を全体事業費に追加しているが、前回評価から事業全体に大きな変更は生じていない。	当該事業は、現段階においても、災害の発生防止又は軽減を図る目的における必要性は変わっておらず、引き続き事業を継続することが妥当と考えます。	継続
	2 利根川・江戸川直轄河川改修事業(稲戸井調節池)	④	S38	H26	約436	H34	2.6 ※3	事業に変更はない。	当該事業は、現段階においても、災害の発生防止又は軽減を図る目的における必要性は変わっておらず、引き続き事業を継続することが妥当と考えます。	継続
	3 利根川水系直轄砂防事業(渡良瀬川)	④	S12	H26	約472	H53	2.2 ※3	事業に変更はない。	当該事業は、現段階においても、土砂・洪水氾濫対策及び土石流対策の必要性は高く、引き続き事業を継続することが妥当と考えます。	継続
道路	4 一般国道4号 矢板拡幅	①	H27	-	約200	H38	2.1 ※3	事業に変更はない。	当該事業は、地域産業の支援、災害時・緊急時の速達性の確保の観点から事業の必要性・重要性が高く、早期の効果発現を図ることが妥当と考えます。	継続
	5 一般国道6号 牛久土浦バイパス	④	H4	H26	約300	H36	2.4 ※3	調整池の追加により、事業費について、軽微な変更はあるが、前回評価から事業全体に大きな変更は生じていない。	当該事業は、現道の渋滞緩和、交通事故の減少、圏央道へのアクセス強化の観点から、事業の必要性・重要性は高く、早期の効果発現を図ることが妥当と考えます。	継続
	6 一般国道6号 牛久土浦バイパス(Ⅱ期)	⑤	H26	-	約175	H35	3.6 ※3	事業に変更はない。	当該事業は、現道の渋滞緩和、交通事故の減少、圏央道へのアクセス強化の観点から、事業の必要性・重要性は高く、早期の効果発現を図ることが妥当と考えます。	継続
	7 一般国道19号 松本拡幅	④	H10	H26	約170	H34	1.8 ※3	事業期間の軽微な変更はあるが、前回評価から事業費等の事業計画に大きな変更は生じていない。	当該事業は、交通混雑の緩和、交通事故の減少の観点から、事業の必要性・重要性は高く、早期の効果発現を図ることが妥当と考えます。	継続
	8 一般国道158号 松本波田道路	④	H8	H26	約264	H39	1.3 ※3	事業に変更はない。	当該事業は、ネットワークの形成、交通混雑の緩和の観点から、事業の必要性・重要性は高く、早期の効果発現を図ることが妥当と考えます。	継続
	9 一般国道468号 首都圏中央連絡自動車道(つくば～大栄)	④	H3	H26	約2,841	H41	1.2 ※3	事業に変更はない。	当該事業は、ネットワークの形成、産業活性化の支援の観点から、事業の必要性・重要性は高く、引き続き事業を継続することが妥当と考えます。	継続
	10 一般国道468号 首都圏中央連絡自動車道(茂原～木更津)	④	H4	H26	約2,198	H41	1.2 ※3	事業に変更はない。	当該事業は、ネットワークの形成、産業及び水産業活性化の支援の観点から、事業の必要性・重要性は高く、引き続き事業を継続することが妥当と考えます。	継続

※1 再評価理由

- ①: 事業採択後3年間が経過した時点で未着工の事業
- ②: 事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業
- ③: 準備・計画段階で3年間が経過している事業
- ④: 再評価実施後3年間が経過している事業
- ⑤: 社会情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

※2 費用便益比算定上設定した完成予定年度等

※3 前回評価時において実施した費用便益分析の要因に変化が見られないこと等から、前回評価の費用便益分析の結果を用いている。計算条件に用いた事業期間は、前回評価時の結果を用いているため、完成予定年度と異なる場合がある。